

5 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

中心市街地には、総合文化センターや中央図書館といった尼崎市の文化機能の中核を担う施設が立地している。また、江戸時代に城下町を形成するために寺院が集積された寺町では、今も 11 ヶ寺が軒を連ね、江戸時代の面影が残されているとともに、城内地区には旧城内中学校や旧尼崎警察署、旧阪神電鉄尼崎発電所といった近代建築物が残っている。本市では、これらの歴史的資源が多く集積する寺町地区や城内地区を含む一帯を「歴史・文化ゾーン」と位置づけ、都市の魅力づくりを進めていくこととしており、歴史的・文化的資源を介して市民や来街者が交流することにより、にぎわいを創出することが求められる。

一方、中心市街地は少子・高齢化が著しく進行しており、高齢者や子育て世帯をはじめ、誰もが安心して生活できる施設整備が必要である。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

上記の課題を踏まえ、尼崎市の中心市街地活性化の目標である「商業活性化の推進による魅力あふれる中心市街地の形成」及び「地域資源を活かしたにぎわいあふれる中心市街地の形成」を達成するためには、以下の観点に立った都市福利施設の整備が必要である。

歴史的・文化的資源を活かした施設（歴史・文化ゾーンの拠点）

コミュニティ機能の強化に資する施設

高齢者や子育て世帯の支援施設

(3) フォローアップの考え方

計画期間の中間及び最終年度に位置づけた事業の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 旧開明小学校活用事業 事業内容 旧開明小学校の教室等をコミュニティ活動の場として整備 実施時期 平成 17 ~ 21 年度	尼崎市	旧開明小学校の校舎を開明庁舎として活用するものであり、地域コミュニティ機能の強化に寄与し、地域資源を活かしたにぎわいあふれる中心市街地の形成に必要な事業である。 地上 3 階建て 鉄筋コンクリート造 中央支所、母子福祉センター及び公害監視センター等		今後都市再生整備計画を変更

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 （仮称）歴史文化センター整備事業</p> <p>事業内容 歴史的建造物である旧城内中学校、旧尼崎警察署を地域資産として保存し、（仮称）歴史文化センター等として整備</p> <p>先行事業として、イベント事業、文化財収蔵庫を旧城内中学校へ移転、旧尼崎警察署の暫定利用</p> <p>実施時期 先行事業：概ね平成20～24年度 （仮称）歴史文化センター整備：概ね平成25年度以降～</p>	<p>尼崎市</p>	<p>歴史的建造物である旧城内中学校、旧尼崎警察署を地域資産として保存の上、（仮称）歴史文化センターとして再生し、本市における歴史文化の拠点を形成するものであり、旧城内中学校は（仮称）歴史文化センター本館に、体育館は（仮称）尼崎城発掘体験保存館に、旧尼崎警察署は市民活動の場として整備する。</p> <p>（仮称）歴史文化センターを本格整備するまで、準備段階として平成20年度に文化財収蔵庫を旧城内中学校へ移転し、平成21年度から常設展示の充実や体験学習会等市民との協働の取り組みを行う。また、平成20年度以降、城内地区における市民まちづくりに向け、イベントの開催や施設の暫定活用などの先行事業の展開を図る。この事業は、地域資源を活かした、にぎわいあふれる中心市街地の形成に必要な事業である。</p>	<p>単独事業</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 公益機能創出支援事業 事業内容 空店舗を活用した生活利便施設整備を支援 実施時期 平成 20 年度～	尼崎市	空き店舗を活用し、高齢者や子育て支援等の公益的機能の創出を図ることにより商店街機能強化を推進し、地域住民にとって利便性の向上を促進するものであり、商業活性化の推進による魅力あふれる中心市街地の形成に必要な事業である。	単独事業	